

金沢市における建築基準法の日影による建築物の高さの制限の数値

令和3年4月1日現在

法第56条の2別表第4 (い) 欄	容積率	建ぺい率	法第56条の2 別表第4 (ろ) 欄	法第56条の2 別表第4 (は) 欄	法第56条の2別表第4 (に) 欄	
地域又は区域	法第52条第1項	法第53条第1項	制限を受ける 建築物	平均地盤面からの 高さ	隣地境界からの水平距離 が5m~10m以内の範囲 における日影時間	隣地境界からの水平距離 が10mを超える範囲に おける日影時間
第1種低層住居専用地域	50%	30%	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	1. 5m	3時間	2時間
	60%	40%			3時間	2時間
	80%	50%			4時間	2. 5時間
	100%	60%			4時間	2. 5時間
第2種低層住居専用地域	80%	50%	軒の高さが7mを 超える建築物又は 地階を除く階数が 3以上の建築物	1. 5m	4時間	2. 5時間
	100%	60%			4時間	2. 5時間
第1種中高層住居専用地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
第2種中高層住居専用地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
第1種住居地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
	200%	80%		4m	5時間	3時間
第2種住居地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
準住居地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
近隣商業地域	200%	80%	高さが10m超え る建築物	4m	5時間	3時間
準工業地域	200%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	100%	60%	高さが10m超え る建築物	4m	4時間	2. 5時間
	200%	60%		4m	4時間	2. 5時間

※ 対象区域外（例 商業地域、工業専用地域他）にある高さ10mを超える建築物で対象区域に日影を生じさせるものは、日影規制の対象となります。